

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 相生市 (都道府県: 兵庫県)
 本事業の担当部局名 定住促進室

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	相生市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 4 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	17,700,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市では、平成23年4月に「子育て応援都市」を宣言し、子育て・教育施策、定住促進施策に取り組みを進めたことにより、コロナ禍前までには出生数200件前後を維持してきた。しかしながら、年間婚姻数については、令和2年度81件、令和3年度70件、令和4年度69件となっており、減少が続いている。			
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 幼・小・中学校給食の完全無料、子育て応援券の交付、18歳までの医療費無償化、妊活カップル応援事業など教育・子育て・定住施策に重点を置いた11の施策をパッケージ化した「あいおいが暮らしやすい11の鍵」を展開し、子育てしやすい環境を整え、人口減少対策、少子化対策を行っている。			
	＜本個別事業の位置付け＞ 婚姻に伴う障壁の一つとして、経済面による点がある。新婚夫婦の新生活を支援することで、婚姻に伴う経済的不安を軽減し、婚姻数を増加させ、出生率の向上につなげる。			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 所得要件は設けない
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 婚姻日において夫婦の双方又は一方の年齢が39歳以下の世帯
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 婚姻日において夫婦の双方又は一方の年齢が39歳以下の世帯は各費用に係る合計が30万円
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】 婚姻を機に開始する新生活に係る費用補助を受けた者が、申請日より継続して3年間定住した場合に、15万円を交付する。				

